

第573回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日時：令和7年6月20日(金) 12:45～12:54

場所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、武田委員、松村委員、村松委員

○横山委員長　それでは、ただいまから「第573回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いにつきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○田上総務課長　本会合は、オンラインでの開催としております。

なお、議事の模様は、インターネットで同時中継を行っています。

会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談するという扱いにしたいと考えております。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　それでは、議題の1「『電気・ガス料金負担軽減支援事業』に係る特定小売供給約款の特例認可等について」に関しまして、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○田上総務課長　それでは、事務局から資料3「『電気・ガス料金負担軽減支援事業』に係る特定小売供給約款の特例認可等について」、説明をさせていただきます。

今年の6月9日から11日にかけて、北海道電力株式会社以下、みなし小売電気事業者10者、北海道電力ネットワーク株式会社以下、一般送配電事業者10者、みなしガス小売事業者、東邦瓦斯株式会社1者、東京ガスネットワーク株式会社以下、一般ガス導管事業者3者より、特定小売供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の認可等を求める申請があり、資料3-1、経産大臣から意見の求めがございました。

これらに対する電力・ガス監視等委員会の回答について御審議をいただきたいと存じません。

今回の申請の概要でございます。今年4月22日に石破総理から物価高への対応として、電気料金の値引きを通じて生活者、事業者を支援するという趣旨に鑑みて、電気・ガス料金の支援措置が実施されることになりました。電気事業法、ガス事業法の関係法令に基づ

きまして、認可または届出をされた約款の遵守義務を負う事業者、先ほどの30件につきまして、約款以外の供給条件の認可等を受けるための申請があったものでございます。

本件につきましては、今年5月27日に一般会計の予備費、電気・ガス料金負担軽減支援事業が閣議決定され、その日に石破総理から発表があったものでございます。

内容としては、みなし小売電気事業者から、特定小売供給約款により難しい特別の事情がある場合における供給条件の認可を受けるための申請が10件、同じく最終保障供給約款により難しい特別の事情がある場合における供給条件の承認を受けるための申請が9件、同じく離島供給約款により難しい特別の事情がある場合における供給条件の承認を受けるための申請が7件。

続きまして、ガスにつきましても、指定旧供給区域等小売供給約款により難しい特別の事情がある場合における供給条件の認可を受けるための申請が1件、同じく最終保障供給約款により難しい特別の事情がある場合における供給条件の承認を受けるための申請が3件でございます。

具体的に、90行目から供給条件の概要につきまして説明をいたします。

まず、電気、低圧に関してですが、今年の7月の検診日から8月の検診日の前日までの期間に使われる電気につきまして、燃料費調整単価を1キロワットアワー当たり2円を差し引いた額とするものでございます。8月分につきましては、同じく燃調からキロワットアワー当たり2.4円差し引いた額、9月分につきましては、燃調から2.0円引いた額とするものでございます。

続いて、高圧でございます。7月分につきましては、燃料費調整単価から1キロワットアワー当たり1円、8月分につきましては、燃料費調整単価からキロワットアワー当たり1.2円差し引くと。同じく9月につきましては、燃料費調整単価から1キロワットアワー当たり1.0円を引くというものでございます。

ガスにつきましても、7月分につきましては、基準単位料金または調整単位料金から1立米当たり8.0円を引き下げた額を基準単位料金または調整単位料金とすると。同じく8月分につきましては、1立米当たり10円、9月分につきましては、1立米当たり8.0円をそれぞれ引くというものでございます。

約款以外の供給条件による供給を必要とする理由でございますが、電気・ガス料金負担軽減支援事業の実施につきまして、値引きを通じて生活者、事業者を支援するという趣旨を踏まえまして、対象となる全ての需要家の方に迅速に支援を届けるよう経産省から関係

事業者に要請が行われております。応急かつ暫定的な措置として、この支援措置が必要だと考えております。

大臣への回答でございます。電気事業法、ガス事業法の該当条文、そして審査基準に照らしまして、特別の事情がある場合における供給条件として認可、承認をして差し支えないと事務局では考えております。

委員会として、供給条件の認可、承認については異存ない旨、回答させていただければと考えております。何とぞ御審議のほどよろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。特にございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありました対応方針のとおり、委員会として認可、承認をすることに異存がない旨、経済産業大臣に意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

予定していた議事は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田上総務課長　　ありがとうございます。

事務局から2点お伝えいたします。

前回の委員会からの間に1件、書面開催を行っております。一般ガス導管事業の供給区域の変更許可につきまして、6月18日付で許可することに異存はない旨、経済産業大臣に回答しております。

また、議事録につきましては、案が出来次第お送りいたしますので、御確認のほどよろしく願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、これにて委員会を終了といたします。

—了—